

## 第二種特定鳥獣管理計画（第3期イノシシ管理）策定の検討経過

### 1 計画策定の経過（スケジュール）

区分	H29.4	.5	.6	.7	.8	.9	.10	.11	.12	H30.1	.2	.3
環境 審議会	● 諮問 4.25						● 中間報告 10.19					● 答申 3.13
検討 委員会						● 第1回 9.15					● 第2回 1.31	
専門 部会			● 第1回 7.20					● 意見聴取 11月		● 第2回 1.29		
県民 意見 公募等									● 県民意見公募 関係機関協議 12.22～1.21			

### 2 環境審議会における中間報告時のご意見と対応状況

#### (1) 実施日

平成 29 年 10 月 19 日

#### (2) 出された意見及び対応

御意見等	対応
○ 地域振興局毎等、取るべき対策等に係るビジョンを地域毎作るべき。	○ 本計画では全県としての計画を定めている。 地域毎のビジョンについては、各地域の地方保護管理対策協議会等で検討されるものである。
○ 個体数管理、個体群管理はできないと思われるがそのような記載がある。	○ 記載の誤りであるため修正。
○ 地域振興局の対策チームの活動が思わしくない とある。 ただ研修会をするというよりも、原因を拾い上げてフォローアップする目線を入れてもよいのではないか。	○ 研修会の実施時、各地域の状況に係る意見交換を行う場を設けることができる旨を記載。 ・計画 P 14

○ 行政以外の役割の箇所について、大学や NPO が一行なのはもったいない。 長野県内の大学や学生とも連携したほうが、地域の合意形成時にも役立つと考えられる。	○ 大学や NPO の協力について記載。 ・計画 P 17
--	----------------------------------

### 3 県民意見及び利害関係人等からの意見等に対する県の考え方

#### (1) 県民意見の募集期間

平成 29 年 12 月 22 日（金）から平成 30 年 1 月 21 日（日）

#### (2) 県民意見の募集及び利害関係人等への意見聴取の方法

県民意見の募集は、本庁及び現地機関の担当課及び行政情報センターに備え付けるとともに、県ホームページにより募集した。

利害関係人等については、県内全市町村、隣接県、国の機関、関係団体（長野県猟友会、長野県自然保護連盟、長野県森林組合連合会、長野県農業協同組合中央会）、県関係機関（地域振興局、研究機関 等）から意見を聴取した。

#### (3) 意見等に対する県の考え方

##### ア 県民意見の募集

意見なし

##### イ 利害関係人等

御意見等	県の考え方
○ 緩衝帯整備を基本に行うとあるが、農地、山林並びに竹林所有者の負担軽減を図るため、森林税を活用した里山整備と同程度の補助率となる補助事業を創設してほしい。	○ 地域の実情に応じて「地域発元気づくり支援金」や森林税による「森林づくり推進支援金」等の活用も可能。
○ 近年人里への出没が増加し、子供など人への被害が懸念される。 銃猟が制限される区域での新たな捕獲方法、猟具の開発も必要と考える。	○ 新しい猟法及び錯誤捕獲の少なくくりわなや、わなの改良について、国及び他県の研究機関等とも連携し情報収集を行うとともに、必要に応じ現地での実証等を行うことを本文に記載。 ・計画 P13
○ 信濃町内全域でイノシシ被害が発生してきている。 大変難しいことは承知しているが、個体数を減らす計画の検討をお願いしたい。	○ 本計画は、イノシシの捕獲数を制限しているものではなく、地域によって必要な捕獲圧をかけることを否定するものでない。

<p>○ 近年イノブタの生息域が広がっているとの情報があるが、放置すると在来のイノシシ種が絶滅してしまう恐れがある。</p> <p>○ DNA 調査などで定期的にその生息域を調査しながら重点駆除など必要な対策を立てる必要があると思う。</p>	<p>○ イノブタの生息が広がっているとの情報はないが、引き続き情報収集に努める。</p> <p>また、DNA 調査等の計画はないが、研究機関等からの協力依頼があれば、情報提供等について対応する。</p>
<p>○ (錯誤捕獲の記載等に関連して) 木曾地域におけるツキノワグマによるヒノキの剥害が多い。</p> <p>山の荒廃に繋がり災害発生も懸念される。個体数調整の実施、錯誤捕獲時は放獣しないなど被害地域を特区とされたい。</p>	<p>○ ツキノワグマ以外の獣類を捕獲する目的でわな等を設置し、ツキノワグマを錯誤捕獲した場合は、法律違反に当たるため原則放獣することとなる。</p> <p>ツキノワグマの放獣については、県の補助事業による支援を実施しているので、活用いただきたい。</p>
<p>○ 本計画の取り組みは、やや被害防止のための対策に偏っていて、適切な生息数確保のための対策が手薄に感じられる。</p> <p>ニホンジカに比べ生息数の調査方法や目標生息数の立案も手薄で、生息数の調査・地域毎の捕獲数の変化など科学的なデータの収集方法の確立と情報の共有を進める対策が必要と思う。</p> <p>○ 生息数について、抽象的な表現でなく、ある程度データに基づいた捕獲数値を表現すべきではないか。</p> <p>猟友会の会員は、イノシシも鹿同様に減らしていくことに抵抗感があるのではないか。</p>	<p>○ イノシシは、個体数の増減が著しく、個体数の把握が困難である。</p> <p>また、個体数を減少させるためには、非常に高い捕獲圧の維持が必要であることから、被害防除対策の実施を優先する方が望ましいと考える。</p>
<p>○ 「人里や農地にさえ出てこなければ大きな問題はない」との表現について、長野県は、全国一の野生キノコ、特にマツタケの生産地であり、シカやサルとともにイノシシによる甚大な被害があると聞いており、表現に配慮が必要である。</p>	<p>○ 御指摘にあわせ一部修正。</p> <p>・計画 P11</p>
<p>○ 錯誤捕獲を防ぐ方法として、人工知能の活用でくくりわなや夜間でも捕獲対象物確認ができれば、錯誤に当たる動物だけ、声による追い払い等が可能と思われることから、このような機器の活用を検討又は研究していくことを記載し</p>	<p>○ 新たな技術の研究について本文に記載。</p> <p>・計画 P12</p>

てはどうか。	
○ 総合的な対策の一環として、広く県民及び地域毎に野生鳥獣の現状及び対策についての広報を行うこと。 県民の協力こそが最善の対策であるから。	○ 引き続き普及啓発・広報に努める。
○ 繁殖力の大きなイノシシについては地域毎のモニタリングが重要であるが、科学的な調査と迅速な対応のためには専門スタッフが必要であり、早急な充実が望まれる。 豊かな自然を基盤とする長野県にあっては野生動物を含めた自然の現状把握のためのスタッフの一層の増加が必要である。	○ 御意見として伺う。
○ 対策において、NPO等の役割があげられているが、当長野県自然保護連盟など各種団体には情報交換の呼びかけや交流の場が設定されていない。 効果的な対策や広報のためにも情報交換などの場の設定が必要である。	○ 他部局と連携し、情報交換等について努める。
○ 生息状況の表現について追記、修正願いたい。 ○ 計画策定年度について修正願いたい。	○ 御指摘にあわせて修正。 ・資料編 P24

#### 4 第2回特定鳥獣保護管理検討委員会で出されたご意見と対応状況

(1) 実施日

平成30年1月31日

(2) 参加者

別添のとおり

(3) 出された意見及び対応

御意見等	対応
○ 「ニホンジカと異なり生態系に甚大な被害を与えることはない。」の表現があるが、北アルプス等での高山食性への被害が確認されており、影響があるのではないか。	○ 生息数が増加した場合の生態系への負荷は、ニホンジカとイノシシでは異なるが、高山帯での被害については、過去にはなかったものであり、影響を注視する必要がある旨を追記。 ・計画 P11

<p>○ 新たな技術について、ICT 活用の効果的な対策とは具体的にどんなものか。</p>	<p>○ 携帯電話の回線等を利用したワナの遠隔操作技術の活用等が考えられる。</p> <p>企業等から効果の乏しい製品も出ており、あえて「効果的な」という言葉を入れている。</p> <p>・計画 P13</p>
<p>○ 普及啓発について、観光客等に対しては、「餌やりの禁止等」具体的な記載がある。</p> <p>地域住民等に対しては、そうした具体的な記載がないが、餌付けに通じる行為はあるはずで、そうしたことも加えてはどうか。</p>	<p>○ 環境整備には意図しない餌付けに当たる放置果樹や残飯の管理等が含まれており、地域住民にも啓発を行う旨を記載。</p> <p>・計画 P10,P12</p>
<p>○ 国の支援もあり、万里の長城的な防護柵はでき被害も減っているが、長野県は地形も複雑で、集落と野生動物の生息域の境界が明確にできない地域もある。対策を取ろうにも地域の活力そのものが低下している。</p> <p>そうした地域をどうするかという議論は鳥獣対策の枠を超えているが、今後対策本部の中でも関連部局を交えての議論が必要と考える。</p>	<p>○ 地域によっては集落の活力が低下している現状などについて記載。</p> <p>・計画 P2,P9</p>
<p>○ 農業者等の役割について、自己防衛的な被害対策とあるが、この内容では行政の支援などが書かれておらず、突き放されているような印象を受ける。</p>	<p>○ 対策チームの役割である「集落等への助言、支援を行う。」の中には技術的な支援の他、国や県又は市町村等の補助制度などの活用についての情報の提供等も含まれていることを具体的に記載。</p> <p>・計画 P15,P16</p>

## 第二種特定鳥獣管理計画（第3期イノシシ管理）（案）概要

## 1 策定の目的等

科学的・計画的な保護管理により、

- ① イノシシと人との緊張感ある「すみ分け」を図る。
- ② 「農林業被害の軽減」及び「イノシシの地域個体群の長期にわたる安定的維持」を図る。
- ③ 人身被害発生の恐れがある場合には、これの回避を図る。

## 2 計画の期間

平成30年（2018年）4月1日から平成35年（2023年）3月31日

## 3 保護管理の基本方針

「生息環境対策」、「被害防除対策」、「捕獲対策」を組み合わせた総合的な被害防除対策を集落ぐるみで実施する。

- ① 対策の実施に当たっては県、市町村、農林業団体、集落の住民、地域の捕獲者等関係者が共通認識のもとに連携して取り組めるよう、野生鳥獣被害対策チームが、必要な助言及び指導を行う。
- ② 地域でイノシシの加害、出没、対策等を表示した地図を作成し、現状を目に見える形にした上で、対策の計画、実施、見直しを行う。

## 4 保護管理の実施方法

## (1) 出没防止のための生息環境の整備

- ・ イノシシを人里に寄せ付けないための生息環境の整備は、緩衝帯整備を基本とする。
- ・ 河川敷等の獣類の移動ルートとなり得る箇所環境整備についても推進する。

## (2) 効果的な被害防除の実施

- ・ 農業被害の防除は、被害防除マップの情報に基づく侵入防止柵の設置を基本とする。
- ・ なお、計画・実施にあたっては対策チームが計画段階から関与する。

## (3) 加害個体の捕獲及び狩猟の推進

- ・ 捕獲はあくまでも被害対策の一つとして、生息環境対策、被害防除対策を優先し、加害個体の捕獲を目的に被害地周辺で行う。
- ・ 狩猟期間の延長、くくりわなの径の拡大の措置については継続するが、錯誤捕獲対策のより徹底を図る。
- ・ 銃猟はイノシシの人に対する警戒心を与える効果もあることから推進する。

#### (4) その他

無意識なものも含めた餌やりの禁止、放獣等の禁止、多様な森林の保全及び整備を推進する。

#### 5 新たな技術

効果的な被害対策や、新たな猟法及び錯誤捕獲の少ないわなの改良等について、国及び他県の研究機関とも連携し、情報収集を行うとともに必要に応じて現地での実証を行う。

#### 6 普及啓発

地域住民が主体となった適切で効果的な防除対策が行われるよう、県や市町村が連携して普及啓発に努める。

#### 7 モニタリング等の調査研究

科学的・計画的な管理を進めるため、県と市町村は協力してモニタリングを行い、その結果を評価し効果的な被害対策等に活用する他、必要に応じて計画等の見直しの検討に活用する。

#### 8 計画の実施体制

効果的な管理施策を実施するため、県、市町村、農林業団体、集落の住民等の関係者が協力し取り組む。

それぞれの役割は以下のとおり。

##### (1) 県

計画の策定、モニタリング、鳥獣被害対策チームによる具体的な被害対策等に関する助言及び支援 他

##### (2) 市町村

集落等における合意形成 他

##### (3) 農業者等

被害対策の実施 他

##### (4) 猟友会の役割

狩猟を通じた人とイノシシとの緊張関係の維持・再構築 他

##### (5) 大学、NPO等

専門性を活かし県、市町村、対策チームへ協力 他

##### (6) 県民

人とイノシシの緊張感あるすみ分けの実現への協力 他

長野県第二種特定鳥獣管理計画  
(第3期イノシシ管理)  
(案)

計画期間 平成30年4月～平成35年3月  
(2018年4月～2023年3月)

長野県

## 目 次

1	計画策定の目的	1
2	計画策定の背景と経過	1
3	計画の対象鳥獣	2
4	計画の期間	3
5	計画の対象地域	3
	(1)対象地域	3
	(2)地域個体群	3
6	特定鳥獣の現状	3
	(1)生息状況	3
	(2)被害の発生状況	4
	(3)捕獲の現状	5
7	第2期(前期)計画の実施状況に対する評価と対応	6
	(1)保護管理体制	6
	(2)生息環境対策	6
	(3)被害防除対策	6
	(4)捕獲対策	7
8	計画の目標	7
	(1)基本目標	7
	(2)管理の体系	7
9	目標を達成するための具体的な取り組み	8
	(1)基本方針	8
	(2)保護管理の実施方法等	9
	(3)新たな技術	13
	(4)普及啓発	13
10	モニタリング等の調査研究	13
	(1)生息状況を把握するためのモニタリング	13
	(2)管理の効果を把握するためのモニタリング	14
11	計画の実施体制	14
	(1)行政の役割	14
	(2)行政以外の役割	16

資 料 編	18
1 長野県内のイノシシの生息状況	20
(1)分布状況及び推移	20
(2)第2期(前期)計画時との分布の比較	22
2 隣接県におけるイノシシの生息状況	24
3 長野県内のイノシシによる被害状況の変化等	25
(1)被害分布の変化	25
(2)大規模な猪垣の分布跡	26
4 農林業被害額の状況	27
5 対策の効果と課題	32
(1)被害対策方法ごとの効果と課題	32
(2)防除対策の状況	33
(3)捕獲対策の状況	36
6 被害情報マップの作成	37
7 計画策定に使用した調査資料の概要	38
(参考資料) アンケート調査票	40
捕獲・目撃記録様式等	41

## 1 計画策定の目的

長野県第二種特定鳥獣管理計画(第3期イノシシ管理)(以下「計画」という。)の目的は、科学的・計画的な保護管理により、イノシシと人との緊張感ある「すみ分け」の実現を図り「農林業被害の軽減」及び「イノシシの地域個体群の長期的にわたる安定的維持」を目指す。

また、人身被害発生の恐れがある場合には、これの回避を図ることとする。

## 2 計画策定の背景と経過

イノシシは、現在では県下のほとんどの地域に生息しており、多くの地域で農林業被害を引き起こしている(図1及び資料編P25図6参照)。

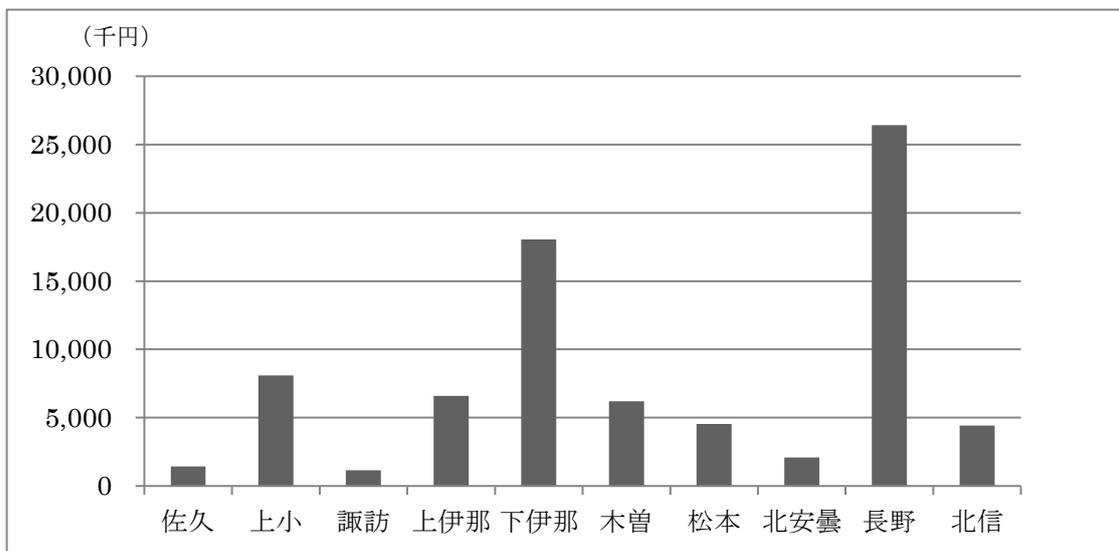


図1 平成28年度地域別農林業被害額(単位:千円)

イノシシは最近まで北部の雪深い地域では見られなかったことから、近年の暖冬寡雪傾向に伴い分布を拡大していると思われていたが、実際には北部にもかつては生息しており、それらが一度絶滅後、再び回復している状況であると考えられている。

40年前に分布のなかった北部地域も含め、県下各地に猪垣の遺構が分布している他、善光寺平周辺においては、江戸時代中期に被害や被害対策に関わる記録が残っている。

地域絶滅の原因としては、農地拡大に伴う農耕利用による里山の疎林化や草地化、行動の鈍る多雪地での高い捕獲圧によるものと考えられている。

これらイノシシによる農林業被害は平成に入り顕在化して以降増加の一途で、平成19年度(2007年)には1億7千万円にまで増加した(図2)。

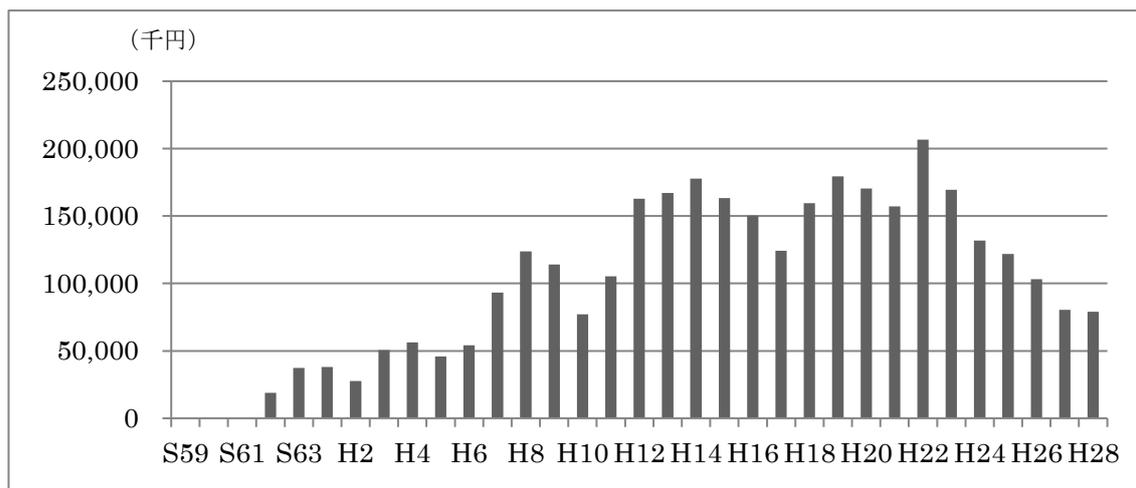


図2 農林業被害額の推移 (単位：千円)

このため、長野県では、平成21年度(2009年度)にアンケート調査を中心に生息実態調査を行い、その生息分布、生息環境などを把握し、「イノシシの地域個体群の長期にわたる安定的な維持」、「イノシシによる農林業被害の軽減」を図ることを目的として、平成21年(2009年)10月に「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づく第1期計画を策定し、それと並行し、侵入防止柵の設置等の防除対策、年間6千頭を越える捕獲対策及び収穫残渣等の適切な処理や緩衝帯整備などの生息環境対策も実施してきた。

その後、モニタリング等による評価を継続しつつ、イノシシによる被害の低減を図るための対策を推進するため、平成25年度に生息実態調査を行い、平成26年(2014年)4月を始期とする第2期計画を策定した。

現在では農林業被害額は平成22年度(2010年度)のピーク時の約4割となっており、計画に基づく対策の効果が上がっていると思われるものの、依然として新たな被害の発生がある状況であることから引き続き取組が必要となっている。

とりわけ、地形の複雑な本県においては、集落と野生動物の生息域との境界が明確にできない地域も多く、また、地域の活力そのものの低下により思うように対策が取れない地域も出ている。併せて都市部への出没が増えている等の問題もあり、今後より広範な対策の検討のため、情報の集約等が必要となってきた。

このため、平成29年度(2017年度)以降についても、モニタリング等による評価を行いつつ、イノシシによる被害の低減を図るため、平成28年度(2016年度)の生息実態調査に基づき、平成30年(2018年)4月を始期とする第3期計画を策定する。

### 3 計画の対象鳥獣

イノシシ(*Sus scrofa*)

なお、飼育されたものが逃亡または遺棄され野生化したブタ (*Sus scrofa* var. *domesticus*) 及びイノシシとブタが交雑したイノブタ (野生化したものに限る) についても、本計画により対応する。

#### 4 計画の期間

平成 30 年 (2018 年) 4 月 1 日から平成 35 年 (2023 年) 3 月 31 日まで。  
ただし、第 12 次鳥獣保護管理事業計画に基づく期間は 4 年間とする。

また、計画期間内であっても、イノシシの生息状況等に大きな変動があり、見直しの必要が生じた場合には計画の改定等を行うことができるものとする。

#### 5 計画の対象地域

##### (1) 対象地域

長野県下全域

##### (2) 地域個体群

現時点でイノシシ分布が全県にわたっていること、また、分布や生息状況に明確な境界がないことから、保護管理は県下全域一括とする。

#### 6 特定鳥獣の現状

##### (1) 生息状況

平成 28 年度の県下の生息状況調査結果によると、分布はほぼ県全域に及んでいることが明らかとなった。(図 3)

なお、平成 28 年には北アルプスの稜線でも確認されている。

また、イノシシは過去からの高い捕獲圧により、人間の気配を避けて夜間に行動するようになっていたが、近年では昼間に行動するケースも確認されており、昼間に人里で目撃される事例も出てきている。

これは、中山間地域の農地周辺が耕作放棄等で藪になってしまったこと、農地や人里に人影が少なくなってしまうこと等により、警戒心が薄い個体が増加していることが考えられる。

このことは、高栄養である農作物の採食による繁殖力の増加、さらには分布域の拡大、被害の増加につながっていると考えられる。

なお、現時点で、個体数推定については学術的に調査方法が確立されていない状況であるが、捕獲数、生息実態調査結果等からは生息頭数が減少しているとは考えにくい。

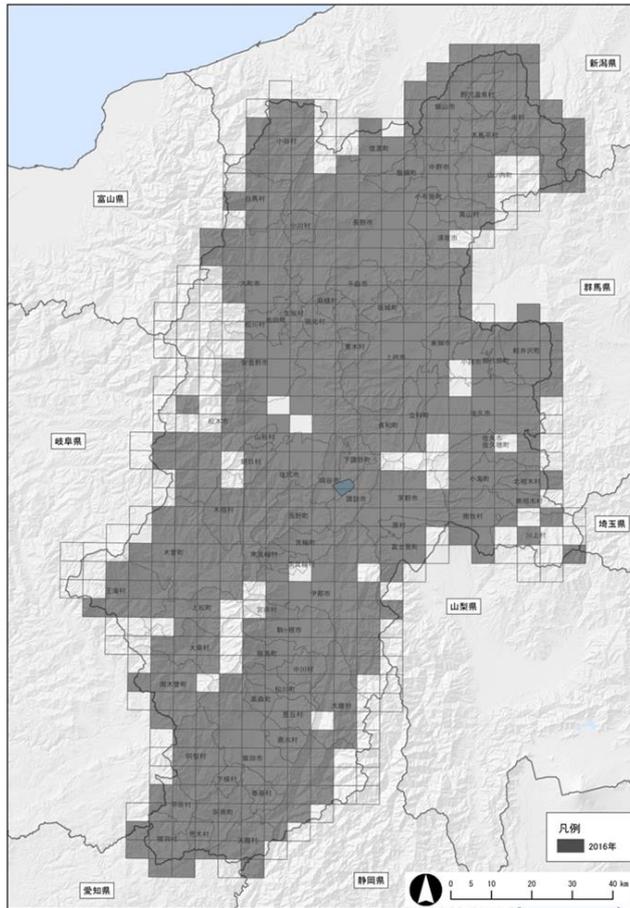


図3 平成28年度イノシシの生息状況分布図

(2)被害の発生状況

昭和40年代のイノシシ被害は里山で生産される林産物(キノコ、タケノコ等)が主であったが、現状ではその9割以上が農作物である。

なお、農林業被害額は近年は減少傾向にあり平成28年度は約8千万円となっている(図4)。

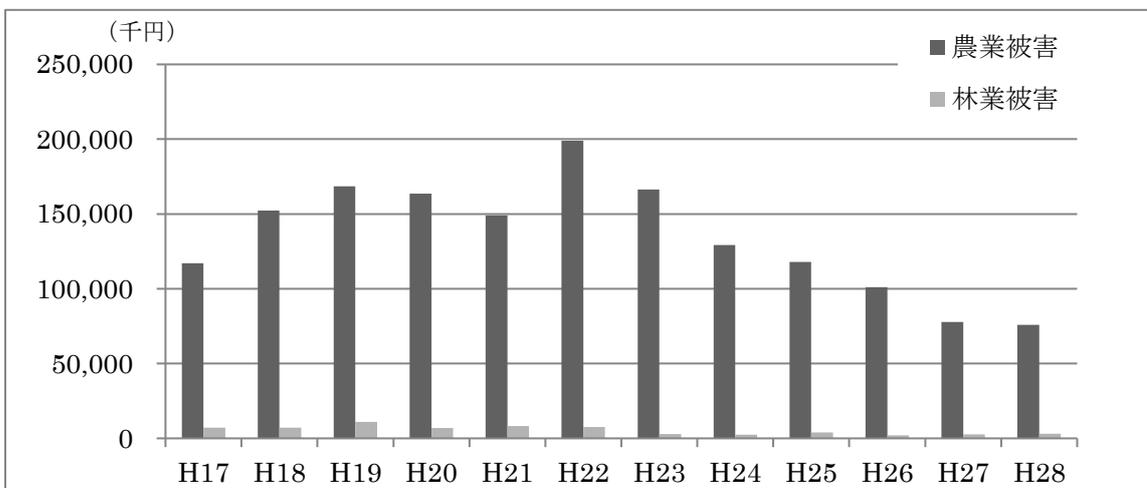


図4 近年のイノシシによる被害額の推移(単位:千円)

イノシシによる農業被害額の内訳は、平成 28 年度で水稲が 35%、果樹 20%、野菜とイモ類が 35%前後となっており、食害だけでなく踏み荒し、掘り起こし等による被害も発生している。

地域別の被害状況は、被害額、被害量ともに、多い順に長野、下伊那、であり、果樹被害が発生している地域で被害額が多い傾向がある。

なお、農林業被害額については長野県が行っている「農林業被害額調査」の集計を基としているが、見かけの被害額減少（耕作放棄地の増加等により被害として報告されない金額）を含む可能性もある。

また、北アルプスの高山帯でも高山植物の掘り起こし被害が確認されている。

人身被害は平成 17 年度まで 7 名であったが、その後は平成 23 年度まで被害者はない状況であり、これら被害はほとんどが山際における発生であった。

しかし、平成 24 年度に 1 名、25 年度に 6 名、26 年度に 2 名、28 年度に 3 名、平成 29 年度に 2 名が被害を受けている（うち住宅地等の被害 10 名）など、近年は住宅地等における被害も発生しており、加害個体は河川沿いの藪の中を移動しているうちに迷い込んだとみられる場合が多い。

### (3) 捕獲の現状

平成に入り捕獲数が増加し、平成 22 年度の捕獲数は過去最多の 10,370 頭となった。

その後は平成 25 年 6,086 頭、平成 26 年 7,219 頭、平成 27 年 5,375 頭、平成 28 年 6,380 頭となっており、5,000 頭以上で推移している。

また、平成 10 年頃より有害駆除捕獲頭数が増加し、平成 18 年度以降は有害駆除による捕獲が狩猟による捕獲を上回っている。

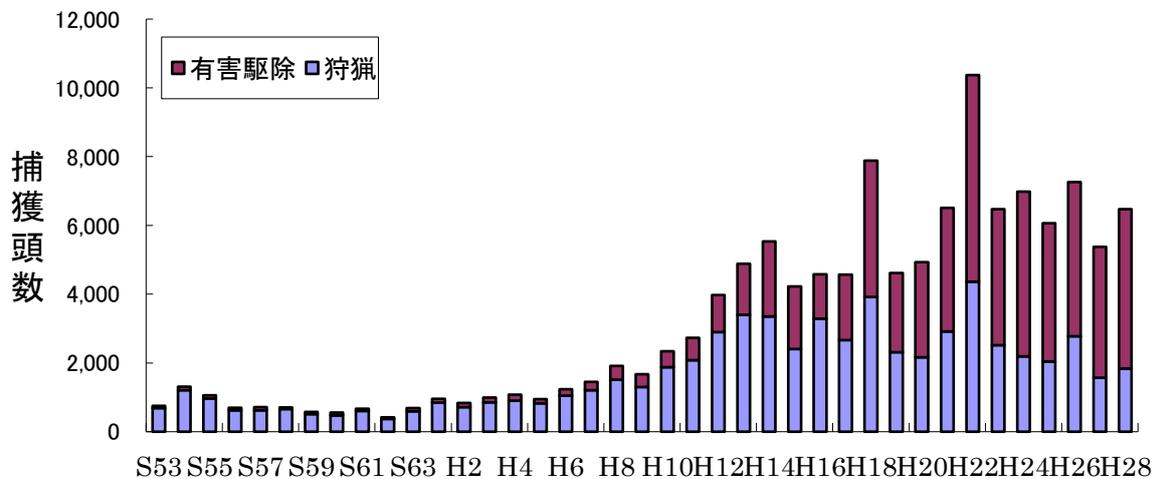


図5 イノシシの捕獲頭数の推移（単位：頭）

## 7 第2期（前期）計画の実施状況に対する評価と対応

第2期（前期）計画では、農林業被害を減少させるため、複数の防除技術を組み合わせた総合的な対策を集落ぐるみで講ずることを目標として実施してきた。

### （1）保護管理体制

地域、集落の特性に応じた総合的な被害対策を行うため、集落における加害形態、生息状況、対策等を表示した図面（以下、被害情報マップ）を各地域の県現地機関職員（地域振興局林務課、農政課、農業改良普及センターの職員を中心に、保健福祉事務所、警察等の職員についても地域の実情に合わせて構成員とする。）で構成される野生鳥獣被害対策チーム（以下「対策チーム」という）が市町村と共に作成し、情報の整理、共有を図った上で、「生息環境対策」、「被害防除対策」、「捕獲対策」を集落ぐるみで総合的に実施してきた。

しかし、地域によっては、被害情報マップの作成が進んでいない等により、集落ぐるみの総合的な対策の実施まで至っていない状況もみられることから、第3期計画においては対策チームの活動の活性化に特に重点を置いた体制とする必要がある。

### （2）生息環境対策

イノシシを人里に寄せ付けないための緩衝帯整備を被害防除と併せて進めるとともに、農地における残置野菜や廃棄果実はイノシシを誘引する原因となることから適切に処理するよう対策チーム、市町村により農業者等への指導を行ってきた。

しかしながら、緩衝帯整備が実施されてはいるものの、実施が一部の地域に限定されていたり、整備後の維持管理が行われず元の状態に戻ったりする地域も多い。

残置野菜等についても依然適切な処理が徹底されていない地域が存在するなど、誘引原因が払拭されていない。

このため、事後管理が必要な対策の役割分担の明確化を図るとともに、残置野菜等の除去へ向けて、一層の周知を図る必要がある。

### （3）被害防除対策

従前より侵入防止柵による対策を推進してきたが、特に平成21年度からは、「鳥獣による農林水産業に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（以下、「特別措置法」という）」に基づく、国庫補助施策を積極的に活用したことにより、県下各地市町村において、主にイノシシ・ニホンジカ対策を目的に侵入防止柵の整備が進んだ。

平成27年度現在で補助施策による侵入防止柵の総延長は1,824 kmに及んでいる。(資料編 P34 表5 参照)

侵入防止柵の設置延長の伸びに併せるように全県の農林業被害金額は減少してきている。

しかし、整備が完了した地区においても、道路、河川を横切らざるを得ない部分からの侵入があるため、それらに対する対策が必要である。

また、侵入防止柵については破損個所からの侵入による被害の発生も見られることから、整備後の維持管理も適切に行っていく必要がある。

#### (4) 捕獲対策

イノシシは繁殖力が非常に高いため、捕獲だけで被害を軽減させることは困難であることから、広域的な対策の効果を高めるために加害個体を捕獲できる可能性の高い被害地周辺での捕獲に重点を置いてきた。

また、狩猟による捕獲強化対策として狩猟期間の延長(平成21年度から実施)、くくり罠の径の規制解除を行っている。

さらに、平成23年度から集落ぐるみの対策の取組が始まり、県下各地の集落において、集落周辺における捕獲作業に農業者が参加する「集落等捕獲隊」が編成されている。

しかし、引き続き狩猟者人口の減少と高齢化が進んでおり、さらなる担い手の確保と捕獲体制の維持等が必要である。

## 8 計画の目標

### (1) 基本目標

科学的・計画的な管理によりイノシシと人との緊張感ある「すみ分け」を図り、「イノシシの個体群を安定的に維持しつつ、農林業被害等の軽減を図る」ことを目標とし、「生息環境の整備」、「被害防除対策」、「捕獲対策」を集落ぐるみで総合的に進めることとする。

イノシシ対策の効果を高めるため、生態に即した効果的な被害防除とイノシシを人里に寄せ付けないための生息環境の整備に併せ、加害個体を捕獲できる可能性の高い被害地周辺での捕獲とを総合的に組み合わせることとする。

### (2) 管理の体系

- ・ 生息環境整備、被害防除に重点を置き、捕獲対策も含め総合的に各対策を実行しながら、生息状況や被害状況、捕獲状況等のモニタリングを行い、対策を見直していく(図6)。

なお、個体群の急激な変化が予測される場合には、捕獲管理対策等の見直しを検討する。

- ・ 各対策の実行にあたっては、各地域の現地機関職員で構成される対策チームが市町村、集落等を支援し、適正かつ効果的なものとなるよう努める。
- ・ 計画の見直しには、学識経験者・狩猟団体・農林業者・自然保護団体等からなる「特定鳥獣等保護管理検討委員会」の評価・提言を受けるとともに、適切な情報公開により、関係者との情報の共有及び合意形成を図る。
- ・ イノシシの生息分布は県外に連続することから、関係する近隣県と連携しながら施策を進める。

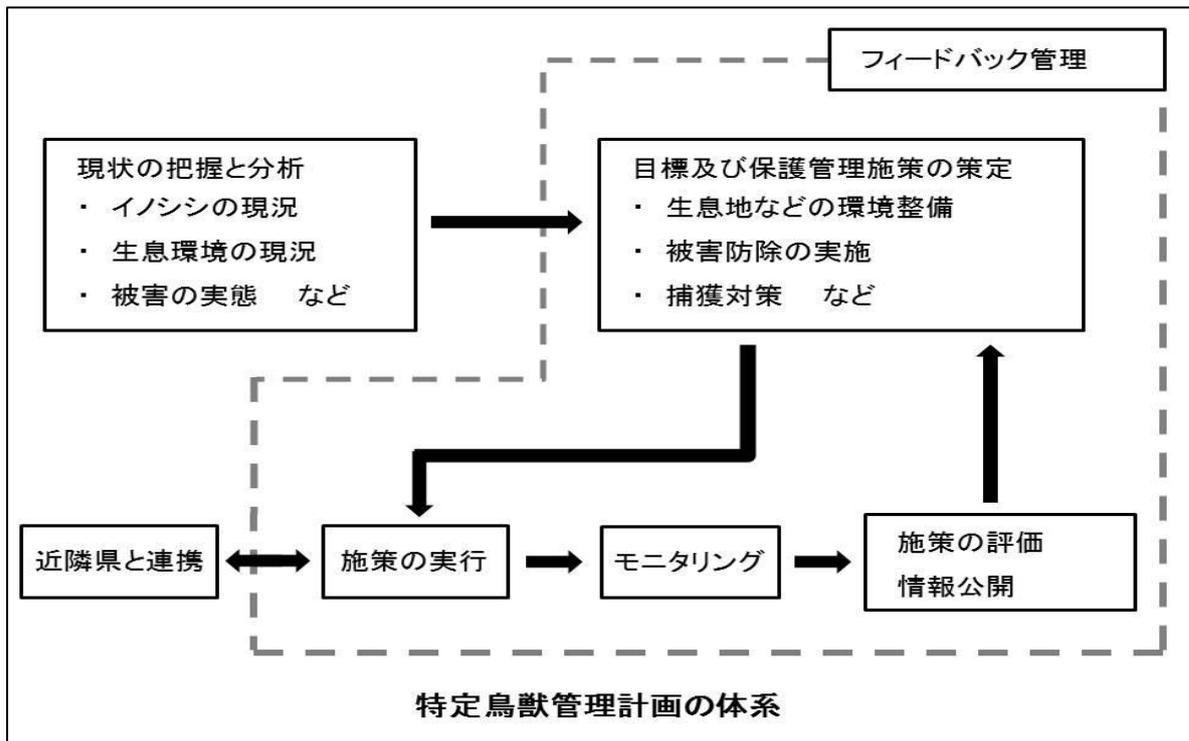


図6 長野県第二種特定鳥獣管理計画（第3期イノシシ管理）の体系

## 9 目標を達成するための具体的な取り組み

### (1) 基本方針

第2期（前期）計画と同様、集落が共通認識の下に一体となって「生息環境の整備」、「被害防除対策」、「捕獲対策」を組み合わせた総合的な被害防除対策を進める。

一般に捕獲対応への要望が多いが捕獲のみで被害を減少させることは困難である。

対策の順位としては、生息環境の整備、被害防除対策、捕獲対策の順であることに留意することとする。

なお、各対策の実行にあたっては、対策チームを活性化（定期的な打合せの実施、被害対策に関する意識の統一等による構成員間の連携強化）

することで、より一層の関係者間の共通の認識の醸成を図るものとする。

なお、対策にあたっては、イノシシの加害形態、出没状況、対策等を表示した地図(以下、「被害情報マップ」という)を作成、被害の情報、防除の現状を目に見える形で一元的に検証しながら関係者間の合意形成を図り、対策の計画、実施、見直しを行うこととする。

#### ※被害情報マップの作成と活用

- 1 市町村及び各地域振興局内に設置された対策チームは、集落の特性(地域によっては集落の活力が低下している事も考慮する)に応じた総合的・計画的な管理(被害防止対策)を行うため、集落住民とそれぞれの集落における加害形態、生息状況、対策等を把握し、被害情報マップを作成し、対策立案の資料として活用する。
- 2 市町村、対策チームは、1の内容を踏まえ対策実施を支援する。
- 3 市町村は各集落の被害情報マップを市町村図等を用いて集約し、管内の状況、出没動向を把握する。
- 4 対策チームは、管内各市町村の被害情報マップを、地域振興局管内図等を用いて集約し、広域的な状況、出没動向を把握する。
- 5 地域振興局管内を単位とした地方保護管理対策協議会(以下「対策協議会」という。)は、各市町村等から得られた情報、対策チームが集約した情報を整理、集約し、効果的な被害対策について検討を行い、市町村界をまたぐ対策や協力体制などの広域調整を行う。
- 6 出没情報があったときなどに、当該マップを人身被害防止対策の基礎資料としても活用する。
- 7 作成段階においては、地域住民及び対策チーム等、被害対策に関わる関係者間でマップ作成の意味や活用方法などについて共通した認識を持つことができるよう、集落住民や捕獲に従事する地域の猟友会員等への説明等を十分に行う。

#### (2)保護管理の実施方法等

生息環境の整備、被害防除、捕獲等は地域の実情に合わせて下記により実施する。

##### ア 出没防止のための生息環境の整備

イノシシを人里に寄せ付けないための生息環境の整備は、緩衝帯整備を基本として行う。

緩衝帯整備は、人里や農地と森林地域との間を明確にし、イノシシを人里や農地まで出没させづらくするための作業であり、人里や農地周辺

の藪の刈払いや森林の除間伐・枝払いにより行う。

緩衝帯整備の実施にあたっては、被害情報マップを活用し、山際のみでなく侵入の移動経路となりうる河川敷の森林や大規模道路や鉄道沿いの藪等についても整備を推進する。

また、集落周辺の放置された竹林はイノシシの生息数増加の原因となることから、利用の状況等を勘案しつつ必要であれば除去する等の整備を推進する。

河川敷・道路敷等の整備は地域だけの対応では難しいことから、対策チームは建設事務所等の関係機関と連携し、対策を実施する。

また、緩衝帯整備は、侵入防止柵等の設置と併せて実施することにより継続的な効果が期待できること、更には侵入防止柵等の見回り補修等がし易くなることや見通しがよくなることにより銃猟が安全かつ効率的に実施できるようになること等から、イノシシの管理の基盤整備と位置づけて推進することとする。

その他、野菜や果実の取り残しや廃棄果実や生ごみの放置は、餌付けと同様に人慣れを促進させ農林業被害や人身被害の誘因となることから、全数の収穫または埋設など適切な処理を徹底する。

#### イ 効果的な被害防除の実施

農業被害の防除は侵入防止柵の設置を基本とし、被害情報マップを活用し集落の被害状況や防除の現状を把握したうえで適正な維持管理を前提に実施することとし、現場状況に応じた柵の種類を選択する。(資料編 P33 表 4 参照)

なお、計画、実施にあたっては対策チームが計画段階から関与するとともに、必要に応じて県の研究機関、学識経験者等で構成される「野生鳥獣被害対策支援チーム(以下「支援チーム」という)」等の専門家の指導を受け、より効果的な柵の設置になるよう努めるものとする。

また、農業基盤整備等にあたっては、集落の地形等を考慮し、「守り易い」農地や作付けの配置についても検討する。

#### ウ 加害個体の捕獲及び狩猟の推進

イノシシは野外では1回に平均4.5頭を出産し、通常1年に1回(春と秋に2回出産することもある。)出産する高い繁殖力を持ち、減少させるためにはその生息数の半分を獲り続けなければならないといわれている。

一方、近年の狩猟者の減少及び高齢化は著しく、ニホンジカ等に対しても相当な捕獲圧をかけなければならない現状の中で、イノシシに対してそれだけの捕獲圧を加え続けることは非常に困難である。

また、ニホンジカ同様に被害の程度と生息密度が比例する動物ではあるが、ニホンジカとは異なり生態系に甚大な影響を与えることはないため、人里や農地に対する対策を優先する。

但し、高山帯でも目撃されていることから、今後影響を注視する必要がある。

そのため、捕獲はあくまでも被害対策の一つの方法として位置づけ、加害個体を確実に捕獲するため、被害地周辺で被害の発生後速やかに行うこととする。

これは、無計画な捕獲によりイノシシを追い散らして分布を拡大させることの防止にもつながる。

なお、個体数の増加を抑えるためには、自然死率が50%程度と高い幼獣ではなく、繁殖可能な成獣の捕獲を進めることとし、成獣が捕獲されやすいわなの仕掛け方を推進する。

捕獲の効率を高めるためにも、わなの設置は侵入防止柵の設置と並行して行うものとする。

錯誤捕獲が発生した場合は直ちに放獣を行うものとする。

なお、箱わなを使用する場合は被害作物を餌として使用しないことや適正な位置に配置するなど、イノシシを農地へ誘引することがないようにする。

また、箱わなは、ツキノワグマやニホンザルが錯誤捕獲された場合にも逃げられるよう、天井部分には直径30cm程度の穴を開けた構造とする。

**【参考写真：錯誤捕獲時の脱出口】**



※脱出口付き箱わなについては、一部でツキノワグマやニホンザルのトラップハッピー（餌のみを食べて脱出できることを学習すること）の恐れも指摘されていることから、他県等の情報の収集に努めることとする。

また、銃猟はイノシシの人に対する警戒心を与える効果もあることから併せて推進することとし、捕獲者の減少及び高齢化が著しい現状を踏まえ、捕獲者の確保についても進める。

なお、捕獲対策は狩猟者のみに頼るのではなく、第2期（前期）計画に引き続き地域の農家や住民の協力のもと、集落ぐるみの対策とともに実施する。

その他、イノシシの人や人里に対する警戒心を持続させ緊張感あるすみ分けを実現するために、以下の推進策を講じる。

- 1 狩猟期間の延長
- 2 「くくりわな」の径の規制の解除
- \* それぞれの措置の実施にあたっては、長野県第二種特定鳥獣管理計画(第4期ニホンジカ管理)と整合を図る。
- \* 「くくりわな」の規制解除の期間は、当該規制措置の大きな理由がツキノワグマの錯誤捕獲防止であったことに配慮し、ツキノワグマの冬ごもり時期から狩猟期間終了の日までとする。なお、規制解除の開始時期については、専門家等の意見を聞きながら狩猟期前に定めることとし、必要に応じ見直す。

#### エ 餌やりの禁止

野生動物への餌やりや餌付けは人慣れを促進させ、農林業被害や人身被害の誘因となるとともに、本来の野生を失わせてしまい生態系の攪乱につながることから、観光客も含めた一般市民に対して餌やりの禁止について啓発を行う。

なお、生ゴミや廃果の放置なども無意識の餌付けであり、同様に地域住民等に対する啓発を行う。

#### オ 放獣等の禁止

県内ではイノシシ等の放獣行為（狩猟資源確保等を目的として、生息数の少ない地域への個体の放獣や飼養個体の放獣等）が行われている情報はないが、こうした行為は、野生のイノシシ本来の遺伝的特性を失わせるばかりでなく、人獣共通感染症が蔓延する危険性を伴うことから、絶対に行わないこととする。

#### カ 森林の整備

森林については、広葉樹林の保全や針葉樹林の針広混交林への誘導、間伐実施による下層植生の回復などイノシシの生息地となりうる多様な森林の保全及び整備を推進する。

### (3) 新たな技術

県は、ICT を活用した効果的な被害対策や新たな猟法及び錯誤捕獲の少ないわなの改良等について、国及び他県の研究機関とも連携し、情報収集を行うとともに必要に応じて現地での実証を行う。

### (4) 普及啓発

地域住民が主体となった適切で効果的な防除対策が行われるよう、県や市町村が連携して普及啓発に努めることとする。

#### ア 地域住民等への普及

集落が主体となり、9の(1)に掲げる総合的な被害防除対策を推進するため、必要とする集落等に対し、市町村及び対策チームによる集落点検や学習会等の支援を行う。

- ・イノシシの習性等の学習
- ・総合的な被害防除対策の説明等

#### イ 観光客等への普及啓発

緊張ある「すみ分け」を進めるため、観光客や別荘住民等を対象に餌やりの禁止などの普及啓発に努める。

## 10 モニタリング等の調査研究

科学的・計画的な管理を進めるため、県と市町村は協力してモニタリングを行うこととし、その結果を評価し効果的な被害対策等に活用するほか、必要に応じて計画等の見直しの検討に活用する。

### (1) 生息状況を把握するための事項

項目	細目	調査頻度	内容	対象地域
個体群の増減の指標	生息状況に係るアンケート調査	長期	計画の見直し時に行う生息状況調査に係るアンケート。 イノシシ確認の情報、被害の有無 等	全県
捕獲作業からの情報収集	狩猟・有害捕獲	短期	狩猟による捕獲者からの情報収集 捕獲年月日、捕獲場所、捕獲頭数、猟具、出猟日誌（目撃率・捕獲効率）、その他必要事項	

調査頻度 短期・・・原則として毎年実施するモニタリング

長期・・・捕獲スケジュール見直し、計画の見直しの際、実施するモニタリング

(2) 管理の効果を把握するための事項

項目	細目	調査頻度	内容	対象地域
農林業被害状況の把握	林業被害	短期	林野庁「森林被害報告について（平成11年2月26日付け10林野管第25号最終改定）」等に基づく調査資料を整理 被害市町村、被害面積及び金額、被害樹種等	全県
	農業被害	短期	農林水産省「野生鳥獣による農作物の被害状況調査要領（最終改正：平成27年9月30日付け27生産第1842号）」等に基づく調査資料を整理 被害市町村、被害面積及び金額、被害農作物種等	

調査頻度 短期・・・原則として毎年実施するモニタリング

11 計画の実施体制

効果的な管理施策を実施するため、県、市町村、農林業団体、集落の住民等の関係者が協力し取り組む。

特に被害対策においては、一組織や一個人のみによるのではなく、各組織や集落住民が施策に積極的に参画し実施できるように配慮する。

なお、計画を実行するにあたりそれぞれの機関の役割を次のとおりとする。

(1) 行政の役割

ア 県庁(野生鳥獣被害対策本部)の役割

計画の策定、計画に基づく各種施策の実行・モニタリング・施策の評価・計画の見直しを行うとともに、関係部局内の連携が円滑に進むよう情報の共有を図る。

また、市町村、対策チームに対する研修を企画し、支援チームとともに実施する。

イ 野生鳥獣被害対策支援チーム(支援チーム)の役割

県庁、県現地機関に対し、対策チーム向けの研修会を実施することや、初任者向け以外の研修においては、各地域が持つ課題に関する意見交換を行う場等を設けることができる。

専門的立場から助言、協力を行うとともに、現地からの要請に応じて集落等の現地調査等も行う。

ウ 県現地機関(対策チーム)の役割

地域振興局単位に設置されている「地方保護管理対策協議会」を開催するなど地域的な管理を円滑に実施できるようにするため、次の事項を実

施する。

(ア)市町村及び集落に対し、被害情報マップ作成等の段階で、防除技術や国、県、市町村の活用可能な補助制度など具体的な被害対策等に関する助言、支援及び情報提供等を積極的に行う。

集落住民等も被害情報マップ作成の意義、活用方法等を十分に理解することにより、地域のイノシシ管理の方針について共通した認識を持った上で対策が実施できるようにする。

(イ)総合的な対策実施に向け、市町村、集落、農業者等に助言、支援を行う。

被害情報マップ等を管内図等を用いて集約し、管内の被害・出没情報を把握する。

(ウ)対策により被害が大幅に減少した集落、対策を実施したにもかかわらず被害が増加した集落については、被害情報マップからその原因等を分析し、今後の被害対策に活用できるよう分析、考察を行う。

(エ)必要に応じ、専門的な被害防除のための助言あるいは実地指導に際し、専門家(支援チーム等)を活用する。

(オ)作成した被害情報マップ等の情報を、集落等に対してフィードバックする。

## エ 地方保護管理対策協議会の役割

市町村ごとの情報、状況を整理し、効果的な対策がとれるよう関係者間の連絡調整を図る。

(ア)市町村レベルで作成した被害情報マップ等を使い、被害状況、出没状況等を把握することにより、市町村をまたぐ対策にあたっての広域調整を行う。

(イ)対策チームが集約した管内の被害・出没情報を広域的な対策に活用する。

## オ 市町村の役割

(ア)適切な被害対策・居住区域への出没対策を行うために対策チーム、集落等と連携し被害情報マップの作成を行う。

(イ)集落等における侵入防止柵等設置の合意形成に向け調整を行う。

(ウ)集落ぐるみの捕獲体制づくりに努める。

(エ)地域のイノシシ管理の方針について地区猟友会員と調整を行い、地域の被害防止に係る方針について、統一した認識の元で捕獲が行われるようにする。

## (2)行政以外の役割

### ア 被害集落

(ア)対策チーム、市町村と共同で被害情報マップ等を作成する。

(イ)対策チーム、市町村と共同で集落ぐるみの被害対策を実施する。  
対策の実施にあたってはイノシシの生態等を理解し適正に行う。

(ウ)(イ)の実施のため、地元農業者等の合意形成に努める。

### イ 農業者等

対策チーム等、行政の支援を有効に活用するとともに、集落と連携し自己防衛的な被害防除を中心に行う。

(ア)農地に侵入しにくい環境をつくり出すために、農地周辺の藪の刈払いなど環境整備を行う。

(イ)農地への物理的な侵入を防ぐために簡易柵等の設置を行う。

(ウ)野菜や果実の取り残しをなくすとともに、残置野菜等を埋設するなど適切な処理をする。

### ウ 猟友会

(ア)捕獲対策について県、市町村の要請に基づき必要な措置を講じる。

(イ)許可捕獲の実施にあたっては、対策チーム、市町村、集落と連携し、地域の方針に沿った捕獲となるよう努める。

(ウ)狩猟においては、出猟カレンダーの提出に協力する。

(エ)野生鳥獣の捕獲技能者、有識者として、必要に応じ行政、関係団体、住民等に対し助言を行うとともに、狩猟を通して人とイノシシとの緊

張関係の維持・再構築を行う。

エ 大学、NPO等

県、市町村との情報交換等によりイノシシの管理に向けた普及啓発に努めるとともに、専門性を活かし県、市町村、対策チームに協力する。

オ 県民

計画内容を理解し、人とイノシシの緊張感あるすみ分けの実現に協力する。

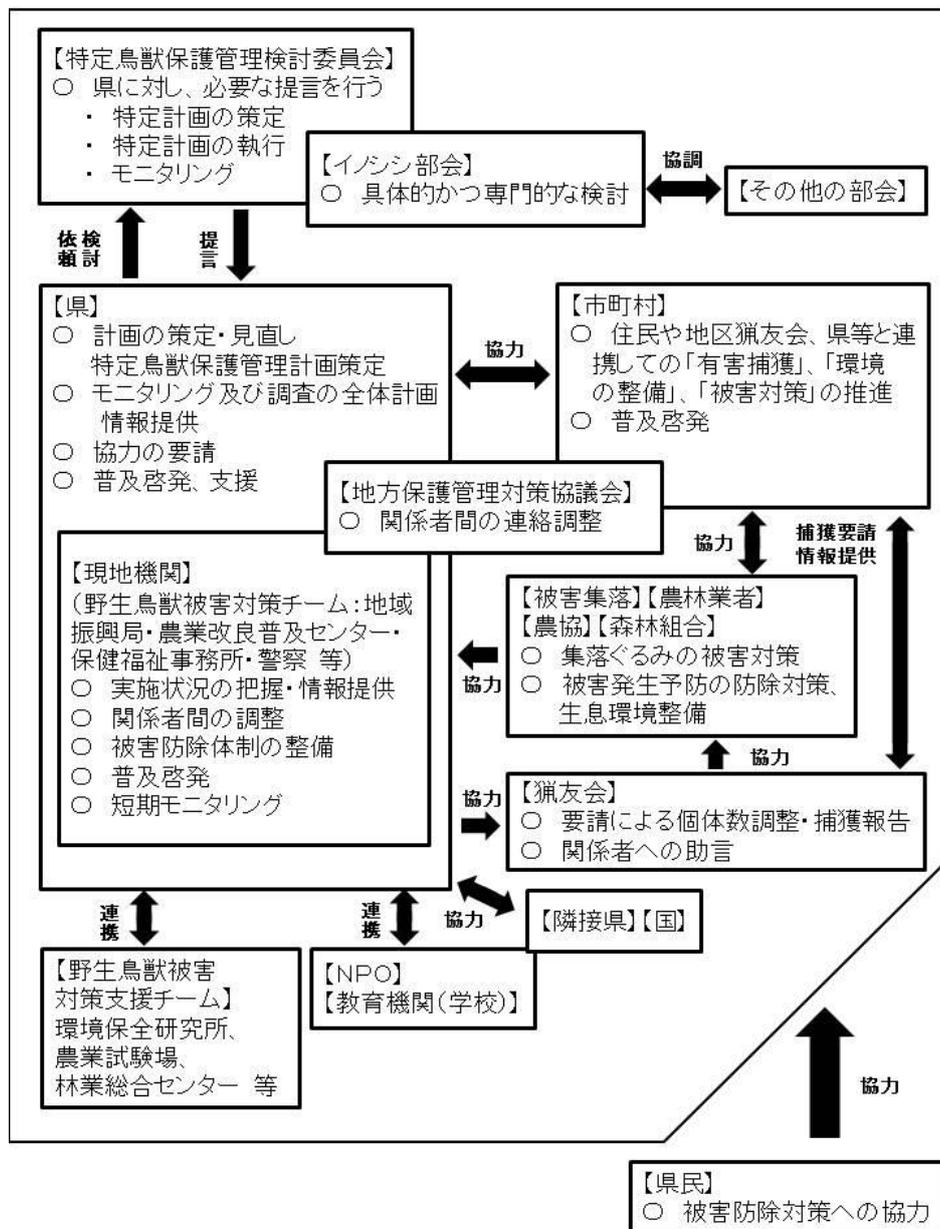


図7 第2種特定鳥獣管理計画（第3期イノシシ管理）の実施体制